

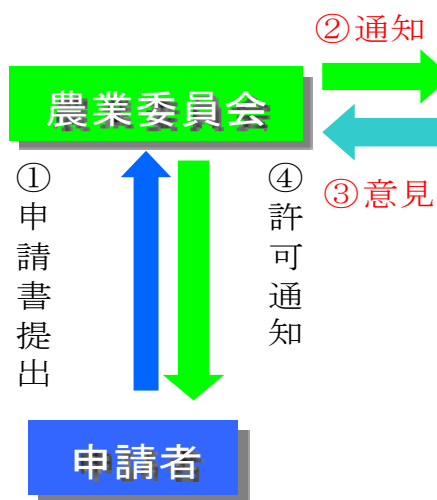
# 農地の権利を取得するための手続き

- 個人や法人が、農地を売買又は貸借するためには、原則として市町村にある農業委員会の許可（農地法第3条）が必要。この許可を受けていない契約は無効。

## 農地法第3条許可の流れ

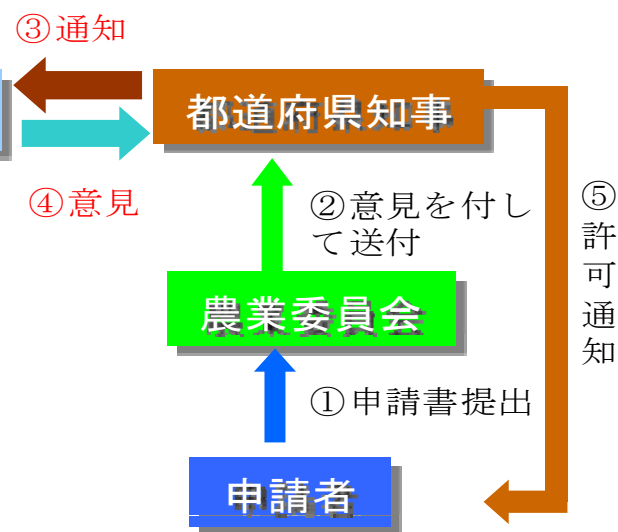
【住所のある市町村内の農地の場合】

〈農業委員会許可〉



【住所のある市町村以外の農地の場合】

〈都道府県知事許可〉



※ 市町村長への通知は、一般法人の貸借を許可しようとする場合のみ。